

屋久島山岳トイレ施設(携帯トイレブース, 回収ボックスも含む)一覧表

ルート	主要地点名	トイレ		携帯トイレブース	携帯トイレ回収ボックス
縄文杉ルート	屋久杉自然館前駐車場	○(簡易水洗)	男子用(大1基, 小2基) 女子用(3基) 多目的(1基)		○(1基)
	荒川登山口	○(無放流蒸発散+汲み取り)	男子用(大1基, 小1基) 女子用(2基)		○(1基)
		○(簡易水洗)	女子用(7基)		
	小杉谷小・中学校跡地			○(仮設:1基1室)	
	小杉谷山荘跡	○(おがくず式)	男女兼用(2基)		
		○(おがくず式)	男女兼用(1基)		
	大株歩道入口手前の トロッコ転換地点			○(仮設:1基1室)	
	大株歩道入口	○(浄化循環式, 水洗)	男子用(大1基, 小3基) 女子用(4基)		
	大王杉手前植生保護 デッキ付近			○(仮設:1基1室)	
	大王杉			○(常設:1基1室)	
高塚小屋	○(汲み取り)	男女兼用(1基)	○(仮設:1基1室)		
小計	5箇所(7施設)	男子用(大3基, 小6基) 女子用(16基) 男女兼用(4基) 多目的(1基)	5箇所 (仮設:4基4室) (常設:1基1室)	2箇所(2基)	
主稜線縦走 ルート	新高塚小屋	○(汲み取り)	男女兼用(1基)	○(常設:1基1室)	
		○(土壌処理方式)	男女兼用(2基)		
小計	1箇所(2施設)	男女兼用(3基)	1箇所 (常設:1基1室)	なし	
宮之浦岳 ルート	淀川登山口	○(汲み取り)	男子用(大1基, 小2基) 女子用(2基)		○(1基)
	淀川小屋	○(汲み取り)	男女兼用(1基)	○(常設:1基2室)	
	花之江河			○(常設:1基2室)	
	翁岳			○(常設:1基1室)	
小計	2箇所(2施設)	男子用(大1基, 小2基) 女子用(2基) 男女兼用(1基)	3箇所 (常設:3基5室)	1箇所(1基)	
安房歩道	石塚小屋	○(汲み取り)	男女兼用(1基)	○(仮設:1基1室) 設置予定	
	小計	1箇所(1施設)	男女兼用(1基)	1箇所 (常設:1基1室)	なし
永田歩道 (花山歩道)	鹿之沢小屋	○(汲み取り)	男女兼用(1基)	○(仮設:1基1室) 設置予定	○(1基) ※花山歩道側に設置予定
	小計	1箇所(1施設)	男女兼用(1基)	1箇所 (常設:1基1室)	1箇所(1基)
白谷雲水峡	白谷雲水峡入口	○(水洗:無放流・地下浸透式)	男子用(大1基, 小2基) 女子用(2基) 身障者・多目的(1基)		○(1基)
	白谷小屋	○(汲み取り)	男子用(小1基) 男女兼用(2基)	○(常設:1基1室)	
	小計	2箇所(2施設)	男子用(大1基, 小3基) 女子用(2基) 男女兼用(2基) 身障者(1基)	1箇所 (常設:1基1室)	1箇所(1基)
ヤクスギランド	ヤクスギランド入口	○(簡易水洗)	男子用(大1基, 小3基) 女子用(2基)		○(1基)
	蛇紋杉			○(常設:1基1室)	
	小計	1箇所(1施設)	男子用(大1基, 小3基) 女子用(2基)	1箇所 (常設:1基1室)	1箇所(1基)
合計	13箇所(16施設)	男子用(大6基, 小14基) 女子用(22基) 男女兼用(12基) 身障者・多目的(2基)	13箇所 (仮設:6基6室, 常設:7基9室)	6箇所(6基)	

携帯トイレの導入に至る経緯及びその後の経過について

年度	月日	事項	内容等
H16年度	平成16年度	三位一体の改革	・国庫補助金が廃止され、国立公園の重要地域である特別保護地区、第一種特別地域においては原則国が直轄で整備していくこととなったが、整備に当たっては地元が維持管理を担うことが前提（平成17年度～）
H20年度	平成20年4月	屋久島山岳部保全基金及び山岳部トイレ管理事業スタート	・し尿の人力搬出及び募金の収受開始
	平成20年8月～平成21年1月30日	屋久島地域山岳トイレ調査（発注：九州地方環境事務所、受注：日本工営株式会社）	・既設の山岳トイレ5箇所（高塚、新高塚、淀川、鹿之沢、石塚）について、環境負荷の小さいトイレへの整備案を検討するため、敷地等の制約条件、エネルギーの供給源等に係る現地調査を実施し、処理、減量方法等の具体的な検討を行う調査 <調査結果の概要（山岳トイレの改善案）> ①現状の利用に十分に対応した山岳トイレの整備は困難であることから、利用者数及びし尿量の抑制が必要 ②土壌処理方式は屋久島山岳部での実績が無く、屋久島特有の雨量がどの程度影響するか不確定な要素もあるため、1箇所を試験的に導入を図る。 →人力搬出が困難で主に畜尿利用の新高塚小屋に導入 ③し尿の減量化を図るため携帯トイレを併用
	平成21年1月30日	第1回山岳部トイレのあり方に関するプロジェクトチーム会議	・プロジェクトチームの立ち上げ経緯について ・山岳部トイレの現状及び今後のあり方の検討の進め方（案）について ・環境省の山岳トイレ調査の概要及び結果等について <プロジェクトチームの構成>※座長は町環境政策課長 観光協会（事務局、ガイド部会）、レンタカー協会、森林管理署（業務課）、森林環境保全センター、自然保護官事務所、町（環境政策課、商工観光課）、県（屋久島事務所）等 ※以後、第2回（H21年2月16日）、第3回（H21年3月9日）、第4回（H21年4月21日）、第5回（H22年2月17日）まで開催
	平成21年2月18日	観光協会ガイド部会全体会（トイレ問題）	・ガイド部会全体会において、環境省の山岳部トイレ調査結果と携帯トイレ導入についての説明を行う。 →ガイド部会としては、「既存トイレから新設トイレへの移行を目指すものであり、トイレを新設していくという大前提の元に携帯トイレ導入後の協力を約束する」という、新設と維持の2つの柱をもった全面的に協力する。新設については、新高塚小屋トイレと淀川小屋トイレ。維持に関しては、既存トイレのメンテナンス間隔を短くする、携帯トイレ導入のサポート体制の確立、一元化を目指し、屋久島山岳部保全基金に協力する。
H21年度	平成21年4月10日	山岳部におけるトイレ整備についての意見・要望書	ガイド部会より山岳利用対策協議会に対して以下の内容の意見・要望書の提出がなされた。 ・山岳部におけるトイレを早期に新設・改修していただきたい ・携帯トイレの適正管理をきちんとしていただきたい ・トイレ維持管理の一元化を目指していただきたい ・事業計画書を公開していただきたい。
	平成21年5月2日～5日	屋久島山岳部携帯トイレ導入試験及びアンケートの実施	<携帯トイレ導入試験の概要> ・携帯トイレの販売：1個入り500円（協力金80円を含む）を157個販売、2個入り600円（協力金80円を含む）を824個販売 ・携帯トイレブース・仮設トイレブース9箇所（小杉谷事務所跡地（2基）、小杉谷山荘跡地パイオトイレ（2基）、大株歩道入口トイレ（4基）、大王杉周辺（2基）、高塚小屋（3基）、淀川小屋（2基）、花之江河（2基）、焼野三叉路（1基）、新高塚小屋（3基））と既設2箇所（蛇紋杉（1基）、白谷小屋（1基））の計23基設置 ・回収箱：5箇所（荒川登山口、淀川登山口、白谷雲水峡入口、ヤクスギランド入口、屋久杉自然館前駐車場）で271個を回収 ・指導員配置：大株歩道入口、大王杉、花之江河、焼野三叉路 <アンケート結果概要> ・協力者数：1929人（淀川口310人、荒川口1496人、ブース前123人） ・携帯トイレ使用者数：257人（淀川口84人、荒川口123人、ブース前50人） ・携帯トイレを使用しなかった理由としては、全体の69%（1087人）が「既存のトイレで間に合う」と回答。携帯トイレの値段も全体の67%が「適当」と回答。
	平成21年7月18日～9月22日	夏季～秋季における携帯トイレ導入	・携帯トイレブース設置場所 縄文杉ルート：小杉谷パイオトイレ（2基）、大株歩道入口（2基） 宮之浦岳ルート：淀川小屋（2基）、花之江河（2基） その他：ヤクスギランド（既設1基）、白谷雲水峡（既設1基） ・キャンペーン期間（7月18日～21日の4日間、9月20日～22日の3日間） 自然館前、淀川登山口、各トイレブース前での販売・指導等 ・携帯トイレブースの維持管理：週1回の巡視（環境省GW事業） ・使用済み携帯トイレの回収：週2回の回収（山岳部保全基金）
	平成22年3月8日	H21年第5回屋久島山岳部利用対策協議会	・トイレPTについて、「今後（H22年度以降）の携帯トイレ導入方針及びH22シーズン携帯トイレ導入概要（案）（平成22年度以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針、携帯トイレ仮設ブース整備、今シーズンの携帯トイレ導入概要）」を説明し、了承を得る。
H22年度	平成22年3月～	屋久島山岳部における携帯トイレ導入	<携帯トイレの導入の概要> ・日時：縄文杉ルート（平成22年2月27日～）、宮之浦岳ルート他（平成22年3月20日～） ・花之江河など10箇所に仮設携帯トイレブースを設置する。 ・使用済み携帯トイレの回収は、荒川登山口など4箇所の登山口及び屋久杉自然館前に設置する回収箱にて行う。 ・携帯トイレは島内の登山用品店、観光案内所、土産物店、ホテル、レンタカー店舗等で、1個入り400円、2個入り500円で販売する。
	平成22年4月～	荒川登山口トイレ（増設分）の供用開始	・県観光課において、平成21年10月から整備していた荒川登山口のトイレ休憩施設の供用開始。これにより、既存のトイレ（男子用（大1基、小1基）、女子用（2基））に加え、女子用（7基）が増設された。
H23年度	平成23年7月～	新高塚小屋トイレ及び携帯トイレブースの供用開始	<環境省によるトイレ整備の概要> ・総事業費：約100,000千円 ・工事期間：平成22年9月～平成23年5月 ・工事概要 ① 新高塚小屋：自己処理型トイレ（土壌処理方式）1棟（木造、約20㎡、計3室、うち携帯トイレブース1室） ② 花之江河、淀川小屋：携帯トイレブース（2室タイプ）各1棟（木造、約9㎡） ③ 翁岳：携帯トイレブース（1室タイプ）1棟（木造、約6㎡）
H24年度	平成24年8月7日	縄文杉ルートにおける携帯トイレブース追加設置（仮設）の取り決め決定	・平成24年度第3回屋久島山岳部利用対策協議会事務局担当者会議において、縄文杉ルートにおける携帯トイレブース追加設置（仮設）についての取り決めを決定 <縄文杉ルートにおける携帯トイレブース追加設置取り決め事項> ・設置主体：屋久島山岳部利用対策協議会 ・設置場所：小杉谷小学校跡地、大株歩道入口手前のトロロク転換地点、大王杉手前植生保護デッキ近くの資材置き場の3箇所 ・設置期間：マイカー規制期間（3月1日～11月30日） ※平成24年度は10月6日～11月30日設置
H25年度	平成25年5月21日	平成25年度第1回屋久島山岳部利用対策協議会	■携帯トイレへの試験的移行について 山小屋の1箇所を試験的に携帯トイレにする方向で検討することとなった。周年期間も考慮して、半年前（今年の夏くらい）までに場所や方法を決定する必要があるため、臨時的協議会の開催も含めて、事務局で整理・検討することとなった。
	平成25年7月11日及び平成25年8月28日	平成25年度第2回実務担当者会議及び第3回実務担当者会議	・携帯トイレへの試験的移行について議論するが、試験的であっても既存トイレを閉鎖して携帯トイレに移行することについて、関係機関の合意が得られなかった。
H26年度	平成26年3月25日	平成25年度第2回屋久島山岳部利用対策協議会	■携帯トイレの併設について 「既存トイレの閉鎖ではなく、まずは携帯トイレブースが併設されていない2つの避難小屋（鹿之沢と石塚）に携帯トイレブースを併設したらどうか」という新たな提案があり、そのことについて協議した結果、関係機関の合意が得られた。具体的な設置方法等については、平成26年度に実務担当者会議で協議することとなった。
	平成26年6月10日	平成26年度第1回実務担当者会議	■鹿之沢小屋及び石塚小屋への携帯トイレブースの併設について 鹿之沢小屋及び石塚小屋に併設する携帯トイレブースの設置主体、維持管理等に関する事項について協議を行った。
	平成26年7月25日	平成26年度第1回屋久島山岳部利用対策協議会	■避難小屋（鹿之沢及び石塚）への携帯トイレブースの併設について 「避難小屋（鹿之沢及び石塚）への携帯トイレブース等の併設にかかる取り決め事項」（設置主体、維持管理に関する事項）について了承を得る。
	平成26年8月11日及び平成26年9月9日	避難小屋の現地調査	石塚避難小屋（8/11）及び鹿之沢避難小屋（9/11）に併設する仮設携帯トイレブースの設置場所の確認等を行うための現地調査を関係機関で実施

今後の携帯トイレ導入方針及びH22 シーズン携帯トイレ導入概要（案）
 <H21 年第 5 回屋久島山岳部利用対策協議会（H22. 3. 8）で了承>

1. 平成 22 年以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針

- ・屋久島は世界遺産としての厳格な保護が求められる地域であり、かつ、各小屋へのアプローチが長いことから、現状の利用のピーク時に十分に対応するトイレの整備は困難である。
- ・自然環境への影響を鑑みても、入込者数は一定の範囲でコントロールすべきであり、トイレのあり方についても、山岳部の適正な利用の議論の一つとして取り扱う。
- ・宿泊利用者、日帰り利用者双方の入込者数のコントロールを前提とした上で、山岳部のし尿量を減らすことを基本として、宿泊者による小屋でのトイレ利用とそれ以外のトイレ利用（日帰り、宿泊者の小屋以外でのトイレ利用）に分けて対応を行う。
- ・全利用者共通の対応として、可能な限り、出発前に麓で用が足せるように登山口や登山バス発着点における環境整備を進める。
- ・宿泊者による小屋でのトイレ利用に対しては、自己処理型トイレの整備と携帯トイレの利用を並行的に推進する。平成22年度に自己処理型トイレの整備を宿泊者の多い新高塚小屋に試験導入し、その結果を踏まえた上で他の小屋のトイレ整備を検討する。なお、既存の汲み取り式トイレは、自己処理型トイレの故障時対応のため撤去せずに当面併用する。
- ・日帰り利用者及び宿泊者の小屋以外でのトイレ利用に対しては、大きく縄文杉ルートと宮之浦岳ルートに分けて対応を行う。
- ・縄文杉ルートについては、既存のトイレが要所に整備されていることから、これらのトイレの適切な維持管理に努め、万が一の場合に備え、補完的に携帯トイレの利用を進めるものとする。また、既存のトイレが故障するなど、何らかの事情で使用できないときは、積極的に携帯トイレの利用を推進する。
- ・宮之浦岳ルートについては、登山口から1.6kmの位置にある淀川小屋以降トイレがなく、新規に自己処理型トイレ整備が困難な脆弱な環境であることから、要所に常設携帯トイレブースを整備し、携帯トイレの導入を積極的に推進する。

屋久島山岳部におけるトイレ整備と携帯トイレ利用の方針整理表

対象者	利用場所	トイレ整備の推進		携帯トイレの利用推進
		登山口トイレ	自己処理型トイレ等	
宿泊者	小屋	●	●（新高塚から開始）	●（併用）
	縄文ルート	●	○（既存トイレあり）	▲（補完的利用）
	宮之浦ルート	○（既存）	×（整備不可）	●（積極的利用）
	その他	○（既存）	×（整備不可）	●（積極的利用）
日帰り利用者	縄文ルート	●	○（既存トイレあり）	▲（補完的利用）
	宮之浦ルート	○（既存）	×（整備不可）	●（積極的利用）
	その他	○（既存）	×（整備不可）	●（積極的利用）

平成 26 年度縄文杉ルートにおける携帯トイレブース追加設置にかかる取り決め事項

平成 26 年 2 月 10 日 屋久島山岳部利用対策協議会

1) 設置理由

ゴールデンウィーク等に既存のトイレの混雑に加え、過剰な利用による故障も懸念される状態となったこと、携帯トイレの普及が進み、縄文杉ルートについても携帯トイレブースの設置を望む声が多方面から出されたことに鑑み、「平成 22 年度以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針」における縄文杉ルートにかかる下記の記載に基づき、縄文杉ルートに追加の携帯トイレブースを設置する。

- ・万が一の場合に備え、補完的に携帯トイレの利用を進めるものとする。
- ・既存のトイレが故障するなど、何らかの事情で使用できないときは、積極的に携帯トイレの利用を推進する。

2) 設置主体

屋久島山岳部利用対策協議会

3) 設置場所

小杉谷小学校跡地、大株歩道入口手前のトロッコ転換地点及び大王杉手前植生保護デッキ近くの資材置き場の 3 カ所とする（図 1）。

4) 設置期間

マイカー規制期間（3 月 1 日～11 月 30 日）

5) 設置する携帯トイレブース及び便座

屋久島山岳部利用対策協議会が、屋久島自然保護官事務所他、当該協議会構成機関が所有する供用可能な携帯トイレブース及び便座を借り受けて使用する。

6) 携帯トイレブース等の設置及び撤去

屋久島自然保護官事務所及び公益社団法人屋久島観光協会で行うこととするが、協議会構成機関の協力も広く仰ぐものとする。

7) 携帯トイレブース等の維持管理

屋久島山岳部利用対策協議会が行うが、事務的には公益社団法人屋久島観光協会の協力を得て実施する。

8) 携帯トイレブース等が破損した場合

破損した場合は、速やかに屋久島町環境政策課に連絡のうえ、屋久島自然保護官事務所及び公益社団法人屋久島観光協会と協力して撤去する。

9) 破損した携帯トイレブース等の取扱い

公益社団法人屋久島観光協会で修理が可能な場合は、維持管理の範疇として対応する。また、修理が不可能な場合は、代替の携帯トイレブース等を確保できるまでは補充設置はしない。

10) 設置にかかる各種手続き

事務局（鹿児島県屋久島事務所）が行う。

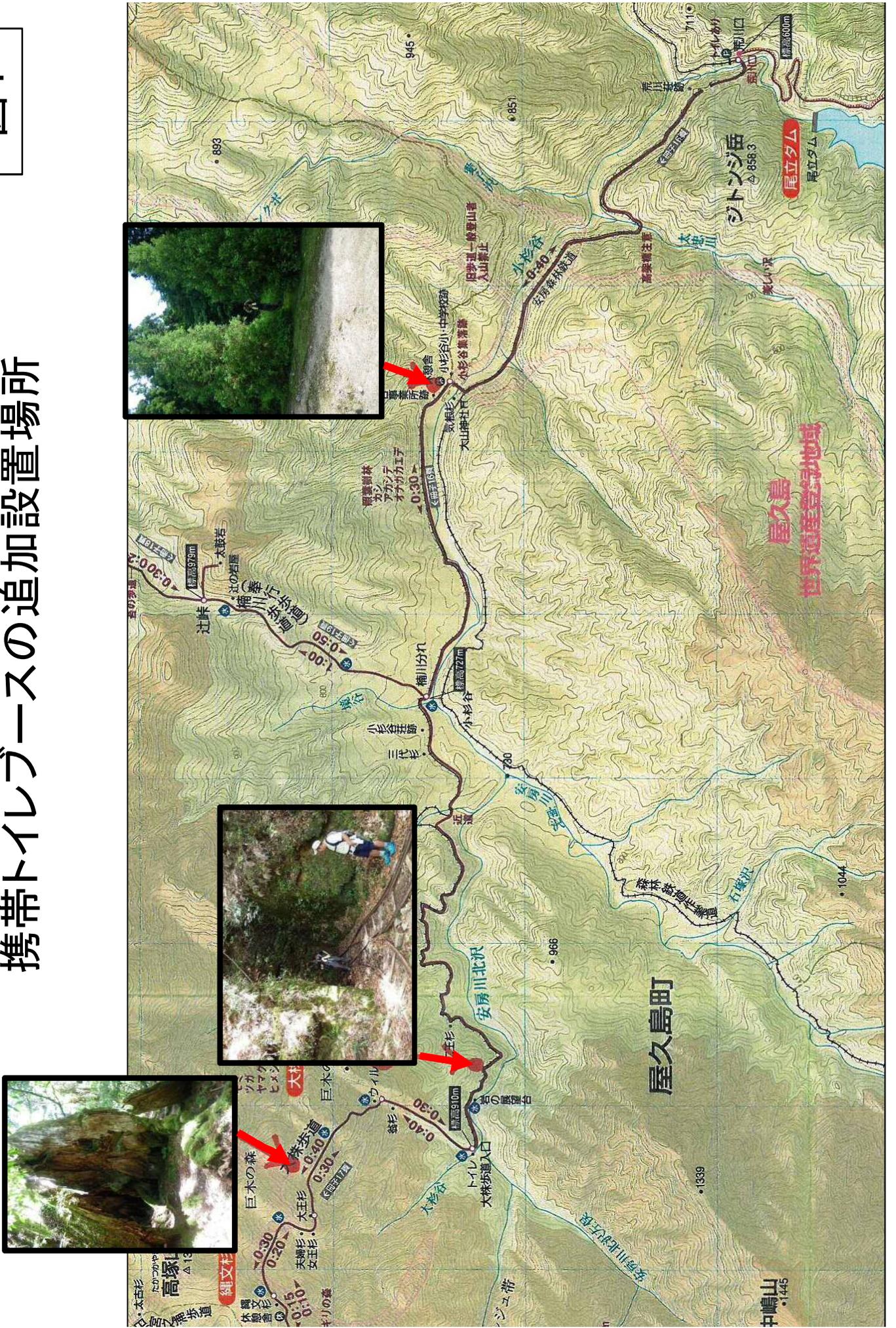
ただし、携帯トイレブースを設置する国有林の借地は環境省九州地方環境事務所で行うこととする。

11) 次年度以降について

平成27年度以降の設置については、平成26年度の設置結果を踏まえて平成26年度中に決定する。

携帯トレイルブースの追加設置場所

図1



避難小屋（鹿之沢及び石塚）における携帯トイレブース等の併設にかかる取り決め事項

平 2 6 年 7 月 2 5 日 屋久島山岳部利用対策協議会

1) 設置理由

「平成 22 年度以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針」において、宿泊者による小屋でのトイレ利用については、自己処理型トイレの整備と携帯トイレの利用を並行的に推進することとされているが、携帯トイレブース及び便座（以下、「携帯トイレブース等」という。）が設置されていない小屋があることから、その小屋に仮設の携帯トイレブース等を設置し、携帯トイレの利用を促進するとともに山岳部のし尿搬出量の削減を図る。

2) 設置主体

屋久島山岳部利用対策協議会

3) 設置場所

鹿之沢避難小屋及び石塚避難小屋の 2 カ所とする。（別紙のとおり）

4) 設置期間

平成 2 6 年のできるだけ早い時期から

5) 設置する携帯トイレブース等

屋久島山岳部利用対策協議会が屋久島町の所有する携帯トイレブース等を借り受けて使用する。なお、屋久島町においては、屋久島山岳部保全募金等を活用し、携帯トイレブース等を設置する。

6) 携帯トイレブース等の設置及び維持管理

屋久島山岳部利用対策協議会が行うが、事務的には公益社団法人屋久島観光協会の協力を得て実施する。

7) 携帯トイレブース等が破損した場合

携帯トイレブース等が破損した場合は、速やかに屋久島町環境政策課に連絡を行い、屋久島山岳部保全募金で修理を行う。また、修理が不可能な場合は、代替の携帯トイレブース等を屋久島山岳部保全募金で購入し、補充設置する。

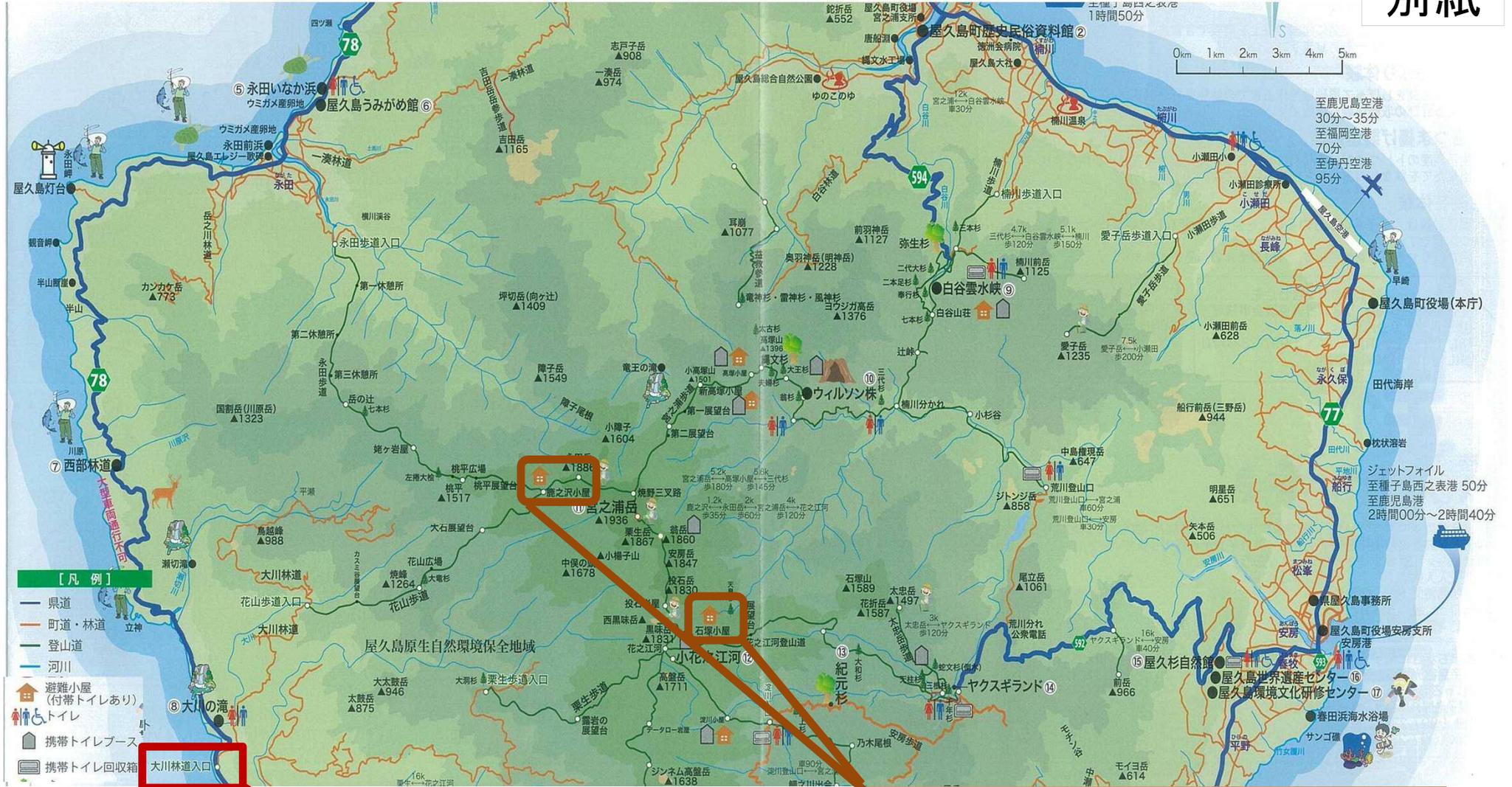
8) 携帯トイレブース等の設置にかかる各種手続き

事務局（鹿児島県屋久島事務所）が行う。

9) 使用済み携帯トイレの回収ボックスについて

屋久島町が屋久島山岳部保全募金で使用済み携帯トイレの回収ボックスを購入し、設置する。回収に係る経費についても屋久島山岳部保全募金を活用する。また、設置場所については、花山歩道に至る大川林道入口（県道沿い）とする。（別紙のとおり）

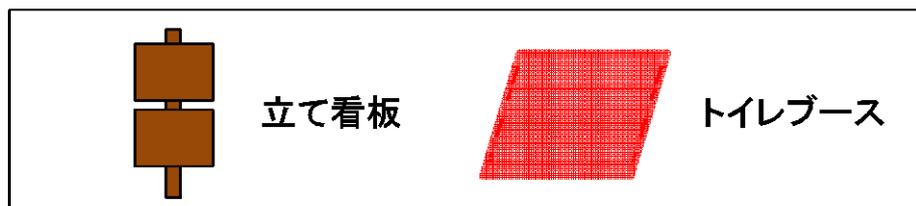
別紙



今回新たに設置する携帯トイレ回収箱の場所

今回新たに携帯トイレブースを設置する避難小屋の場所

立て看板及び携帯トイレブース位置図 (鹿之沢小屋周辺)



立て看板及び携帯トイレブース位置図 (石塚小屋周辺)

